

保税タンクに蔵入れし、蔵出輸入する石油以外の貨物の検査鑑定について

昭和 37 年 10 月 5 日蔵関第 1317 号

改正 昭和 61 年 6 月 6 日蔵関第 587 号

〔決定〕

提案のとおり処理すること。

〔A 税関提案要旨〕

上記貨物、例えばアルキルベンゼン、ノルマルヘキサン、メチルアルコール、メチルイソプチルケトン、エチレングリコール等の数量及び価格については、「石油の数量査定及び価格鑑定について」(昭和 34 年 2 月 12 日蔵税第 199 号)を準用できる事項、すなわち同通ちょう(2)の(A)全量を一つのタンクに蔵入れし、蔵出輸入する場合、(B)数個の保税タンクに分割蔵入れし、蔵出輸入する場合、(C)数港に分割して蔵入れし、蔵出輸入する場合、それぞれに規定のある蔵入れ及び蔵出しの数量及び価格の取扱いを準用したい。

なお、数港に分割して輸入される場合において、仕入書整理用紙に記入する必要のある実検数量は、最終港における数量調整等の便宜のうえからも、重量単位による数量の記入(容量を基準とする取引の場合は容量を併記)を統一して実施したい。